

2020 年度第 3 回団体連絡会議事次第

1. 日 時：2021 年 1 月 22 日（金）14：00～16：00

2. 場 所：（一社）日本建材・住宅設備産業協会 A・B 会議室

3. 議 題 （進行 事務局長 橋 豊）

(1) 挨拶

一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会 専務理事 寺家克昌 14:00～14:05

(2) 内容

1 部-① 「荷主と運送業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイド  
ライン 建設資材物流編」 14:05～14:35

国土交通省 貨物課 課長 伊地知 英己 様

※質疑応答

1 部-② 「持続可能な物流を目指して」 14:35～15:00

（一社）国際物流総合研究所 シニアマネージャー 矢野 壮一様

※質疑応答

2 部 令和元年独占禁止法改正により導入された新制度について 15:00～15:50

公正取引委員会事務総局経済取引局総務課企画室

室長補佐 肥田野 亮様

※質疑応答

(3) 建産協からの報告・他 15:50～16:00

・2021 年度 団体連絡会の開催予定（仮）

第 1 回 2021 年 6 月 18 日（金）14：00～16：00

第 2 回 2021 年 9 月 17 日（金）14：00～16：00

第 3 回 2022 年 1 月 21 日（金）14：00～16：00

(配布資料)

団連 20-3-1 2020 年度第 3 回団体連絡会議事次第

団連 20-3-2-1 【資料 1】国交省説明資料（PDF）

団連 20-3-2-2-① 【資料 2-①】国際物流資料（PP）

団連 20-3-2-2-② 【資料 2-②】国際物流資料（アンケート）

団連 20-3-3 【資料 3】改正独禁法説明資料

(別配布資料／リアル参加のみ)

・PVC NEWS No.111

塩化ビニル環境対策協議会

以 上

## 2020年度第3回団体連絡会開催報告



2021年1月22日(金)、2020年度第3回団体連絡会が、建産協会議室にて46名がWEB、2名がリアルで参加し開催された。寺家克昌専務理事による主催者挨拶の後、国土交通省自動車局貨物課伊地知英己氏による「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン 建設資材物流編」、一般社団法人国際物流総合研究

所 矢野壮一氏による「持続可能な物流を目指して」、公正取引委員会事務総局 経済取引局総務課企画室 肥田野 亮 氏による「令和元年独占禁止法改正により導入された新制度について」と題する講演が行われた。

■ 講演1-1：荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン 建設資材物流編※ (行政ニュース1 P2 掲載記事の内容をご覧ください。)



講師：国土交通省自動車局貨物課 課長 伊地知英己氏

トラック運送業における労働時間は全職業平均より約2割長く、年間賃金は全産業平均より約1~2割低い。また有効求人倍率は全産業平均の約2倍で人手不足であり、年齢構成は若年層の割合が低く、高齢層の割合が高い。現状のままでは、ドライバー不足のさらなる深刻化が懸念され、既に、運賃・料金「単価」の上昇、運送サービスを提供可能なトラック台数や日・時間帯等の縮小が発生している。適切な対応を行わなければ、各企業にとっては、入出荷のための物流の不安定化、トータル物流コストや商品・原材料の仕入れ価格の上昇、在庫の増加、販売の機会損失の発生、等により、経営に好ましくない影響が生じる可能性がある。また、国民にとっては、宅配便・引越が不便になったり、食品等の物量の減少や品揃え不足等の影響が生じる可能性がある。

こうした状況も踏まえ、昨年5月に「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」が策定された。同ガイドラインの建設資材物流編においては、土木・建築工事現場等への物流の課題の特徴として、

- ・工事現場には非常に多くの関係者(職長等)に紐づいた建設資材が工事の進捗状況に応じて搬入されているが、天候や設計変更等により当初の搬入計画どおりに運用が進まなくなると、

(※建産協ホームページ内の会員専用コーナーより関連資料がご覧いただけます。)

限られた荷卸しスペースにトラックが集中し、荷待ち時間が発生している。

- ・建設資材は多品種であり、かつ、邸別・部屋別など物件ごとに搬入される製品が異なるため、出荷時・納品時の作業が複雑化・長時間化しており、トラックドライバーの荷待ち時間につながっている。
- ・上記課題の解決の手段として、ICT の活用があまり進んでいない。

が挙げられ、今後の取組みの方向性としては、荷主の配慮義務を踏まえた建設業の取引適正化の取組みの推進、ICT の活用による情報の共有化の推進、附帯作業の軽減、が必要となる。

---

## ■ 講演1-2: 持続可能な物流を目指して

---



一般社団法人国際物流総合研究所 シニアマネージャー 矢野壮一氏

一般社団法人国際物流総合研究所は、2010年4月に設立され、物流に特化したコンサルティング、セミナー、教育研修、研究会(主催)事業を展開している。

2018年4月に、建材・住設物流研究会が発足し、参加各社の持つオリジナリティを尊重しながら共通で考える必要がある事柄を取り上げ、これからの企業活動に貢献していくための建材・住設物流のあるべき姿を研究し、持続ある成長に向けたイノベーションや効率化の参考になる方策を考える一助になることを目指し活動をしている。

2027年にはトラックドライバーの労働力の需要はECの発達・小ロット化・長時間労働の実態改善で13万人分の需要増加が見込まれるが、一方で少子高齢化・過酷な労働環境等による不人気の継続で、11万人の労働人口の減少が進み、計24万人のドライバーの不足が見込まれるとポストン コンサルティング グループが調査結果を発表している。

建材・住設物流には、商材毎、住宅会社毎に複雑な商流が存在し、業界として取り組まなければ単独会社の努力では、改善に向かえない大きな壁が存在する。また、流通店(店納品)と建築現場(現場納品)があるが、それぞれに納入条件等があり対応が必要で、納品条件に関連し、荷受け不在・納品時の破損・ケガといったトラブル問題も発生する。

2024年から自動車運転者への時間外労働の上限規制(960時間)の適用が開始される。今後物流会社から選ばれる業界を目指すために「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」の活動の取組みを、ドライバー不足が顕著となるタイミングである2024年までに業界全体で進めることが必要である。

同研究所では、国土交通省の「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン 建設資材物流編」活用推進に賛同する旨のプレスリリースを2021年3月に予定しており、現在このプレスリリースに参加する企業を募っている。

---

## ■ 講演2：令和元年独占禁止法改正により導入された新制度について

---



講師：公正取引委員会事務総局 経済取引局総務課企画室  
室長補佐 肥田野 亮 氏

独占禁止法とは、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」といい、「支配型・排除型の私的独占」「不公正な取引方法」「カルテル・談合などの不当な取引制限」「競争を実質的に制限することとなる企業結合」を禁止する法律である。独占禁止法に違反すると、公正取引委員会により、排除措置命令や課徴金納付命令といった行政処分、検事総長に対する刑事告発といった刑事罰を受ける。

従来の課徴金制度では一律かつ画一的に算定・賦課するものであるため、「事業者が公正取引委員会の調査に協力した度合いにかかわらず一律の減算率となる」「違反行為の実態に応じて適切な課徴金を課すことができない」といった課題があった。

これに対し、公正取引委員会の調査に協力するインセンティブを高める仕組みを導入し、事業者と公正取引委員会の協力による効率的・効果的な実態解明・事件処理を行う領域を拡大するとともに、複雑化する経済環境に応じて適切な課徴金を課するという方針のもと独禁法を見直し、事業者と公正取引委員会が、対立した関係ではなく、同じ方向を向いて協力して独占禁止法違反行為を排除するとともに、複雑な経済環境に応じた必要十分な課徴金の賦課の実現による独占禁止法違反行為に対する抑止力向上が期待でき、公正で自由な競争による我が国経済の活性化と消費者利益の増進に繋がることとなった。

令和元年6月19日、改正独占禁止法が成立し、同年6月26日に公布され、同年7月26日、令和2年1月1日、同年12月25日の三段階で施行された。

併せて、新たな課徴金減免制度をより効果的に機能させるための取組として、判別手続が整備された。

---

### 関係団体・企業からのお知らせ

---

- ・ PVC NEWS No.111(リアル参加者のみへ配布) 塩化ビニル環境対策協議会
- 

### 建産協からの報告・他

---

- ・ 2021年度 団体連絡会の開催スケジュール
  - 第1回 2021年 6月18日(金) 14:00~16:00
  - 第2回 2021年 9月17日(金) 14:00~16:00
  - 第3回 2022年 1月21日(金) 14:00~16:00